

北上地区消防組合訓令第1号

管理者部局

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月6日

北上地区消防組合

管理者 北上市長 八重樫 浩 文

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令

(別紙のとおり)

北上地区消防組合消防職員服務規程の一部を改正する訓令

北上地区消防組合消防職員服務規程（平成19年北上地区消防組合訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後								
<p>(定義) 第2条 この訓令において「所属長」とは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をいう。</p>		<p>(定義) 第2条 この訓令において「所属長」とは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、同表の右欄に掲げる者をいう。</p>								
<table border="1"> <tr> <td>課長及び消防署長（以下「署長」という。）</td> <td>消防次長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	課長及び消防署長（以下「署長」という。）	消防次長	[略]		<table border="1"> <tr> <td>課長及び消防署長（以下「署長」という。）</td> <td rowspan="2">消防次長</td> </tr> <tr> <td><u>課又は消防署に属する者以外の主幹及び副主幹</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> </tr> </table>	課長及び消防署長（以下「署長」という。）	消防次長	<u>課又は消防署に属する者以外の主幹及び副主幹</u>	[略]	
課長及び消防署長（以下「署長」という。）	消防次長									
[略]										
課長及び消防署長（以下「署長」という。）	消防次長									
<u>課又は消防署に属する者以外の主幹及び副主幹</u>										
[略]										
備考 改正部分は、下線の部分である。										

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。